

同額謝礼は、いくらにしても、こういうことを伺いたい。なお備品購入費の十一万円の事ですが計上されておりますけれども、これを使途内容等について、あわせて説明をお願いいたします。続いて次のページの六十三ページ老人福祉の委託料の中に、老人保護措置費委託料二千八千五百円があります。予算資料の十六ページによれば、これが財源内訳で一般財源は三百五十二万二千円、こういうふうになっておりますけれども、一般財源の持ち出しが他の市町と比較してどのようになっているか伺いたい。なおこれが一般財源の増額の見込みがあるかどうか。昨日の施政方針の中でも弱者への考えということで述べられていることもあります。また、この新聞等を見ましても、非常にこうした場合に對する緊急援助関係も、夕摩市あたりでも大きく出ておられるようにございますけれども、これが減額ということか、何か現在にやはり逆行してゐるのではなかつたかというふうなことでお伺いするわけです。減額ではなく一般財源も少ないということ、一般財源が、まあ見てやれないかということですか。

次に六十八ページ、児童福祉費の中の需要費です。ここに給食材料代として四百七十七万八千円が計上されております。前年の三百七十七万八千円に對して、この異常な物価高に對し約七十万円の増では、これ給食材料が賄いきれるのかというか、前年度当初予算の説明では三歳未満児が百十五万円という説明でありましたけれども、来年はこういうことをいう見てゐるか、そういう歳出根拠等を伺いたい。それから次に七十九ページに、この減量対策費として新たに本年度予算計上されておりますけれども、その中に家庭用の焼却機の補助金として三百万円が計上されておりますけれども、これは補助内容、焼却機の機能あつて、機能あるのは補助計画数等について説明をお願いいたします。

次に、あと一つでございますけれども、百二十六ページから百二十七ページにわたる給与費の明細書の職員手当等についてお尋ねします。これは予算資料の六ページを開いて下さい。予算資料の六ページの職員手当等の額、これが三億七千四百

一万円を構成比が八、六％となっておりますが、この予算書に
たいいましてまいのは、給与費の資料の六ページ、この予算
書の説明によれば、これは三億六千九百七十九円とになっておるわ
けです。一たがってここに百四十万円の差があるわけをすければ
もどちらがこれは正確であるか、また資料の五ページの課目別
構成表の総務費の職員手当等の額が一億二千九百二十九万五
千円となっているけれども、この給与明細書の合計額は一億二千七
百八十九万四千円という数字になっております。どちらがこれは正確で
あるか、そうしたことについて伺います。この問題については私は前年
度の資料とくらべて違っていることと訂正をしていただいたわけ
をすけれども、おなじようになるところが同じように私の計算違
つかどうかわかりませんけれども違っているようであるので、十分こ
れは最終的な照合から検算をさすれと思ふんすすけれども、ま
あ私の計算違ふかどうかわかりませんけれども、私かやってみると
そうふうなく違ふができておりますことを、どちらが正確かどう
かというところをお聞きしたいわけをす。以上、歳入で五カ所、歳

出下六カ所、この回答を求めます。

議長(石川 信義君) これより 十三時まで休憩をいたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後一時

開議

議長(石川 信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長(上野 重勝君) ただいま、休憩前に貴井議員へ

人の質問につきまして、内容がたいへん多岐にわたっておりま
すし、それからいへん明細にわたっておりますので、私から答
弁する事項と、それからそれ相当課長からご答弁を中
へ上げる事項とありますので、それそれご答弁を願いた
いと思ひます。

まず、私の関係につきまして順にご説明を申し上げたい
と思ひます。十六ページの地方交付税の関係でございます。
ご指摘のよう、十八年度の地方交付税の一般分の総額が
五億四千五百万円ということになってございまして、本年度は四億四千五百

万円というところでございまして、本年度は四億四千五百万円でございますので、前年度の最終と比較いたしますと、かなり少なくなっております。前年度におきましては、ご案内のとおり第七小学校の新築工事、第三中学校の新築工事がございまして、これらが建設中、業種として地方交付税において算定されいております。これらの額が約一億四千万円程度加算計上されてございます。それから、さらにはさきほどの補正もご説明を申し上げましたが、土地開発基金分として四千万円が計上されております。したがって、純然たる一般分といたしますと、いわゆる経常的なものについて三億六千万円程度が現在算定される金額でございます。本年度の算定におきましては、一応基準財政需要額、それから基準財政収入額等について仮算定をやりまして、その結果を計上して次第でございしますが、この質問の本年度の基準財政需要額におきましては十二億二千五百万円、それから基準財政収入額におきましては七億七千七百四十八万円というような数字が

算出されております。したがってこの差といたしまして四億四千五百万円という普通交付税を算定した次第でございます。それから、次が三ヶページの繰り越し金についてでございます。本年度三十万円を計上してございまして、昨年度も三十万円を計上して、前年度の差はゼロでございます。四十七年度の決算の情報を見た場合に、四十七年度におきましては予算の執行率が歳出におきまして九三%という非常に高率な執行率を残しております。したがって、四十八年度に繰り越される金額というものは一千五百九十九万円と、非常に少額になっております。それから、勘案しまして、ご指摘のように入八年度におきましては予備費四千三百万円というものがございしますが、そのうち人件費におきまして、いわゆる、三の分として六号補正で二千万円計上いたしました。そのうち一千万円は人件費に流用する予定でございます。それから、その他に流用を予定されておりますのが二千万円ほどでございますので、予備費のうち流用残となりますものは一千三百万円程度と予



一
想されるわけでございます。あとは執行率がどのくらいになるかによつて、この繰り越し金の額というものが大幅に前後左右してくるわけですが、私の考え方といたしますと、四十八年度においては現状のような経済情勢下においてはできるだけ繰り越し金を残しまして、四十九年度の運営をスムーズにしたい、というふうな考え方がありますので、できるだけ多くの繰り越し金を残したいとは考えておりますけれども、現段階において、いま言ったような状況から勘案いたしますと、当面三千万円程度のもりを計上することが歳入の内容を確実にするにめにはよろしかろうということで、三千万円を計上した次第でございます。

次が三十二ページ、電話使用料等につきまして、雑入で三十一万八千円が本年度計上されたいわけでございますが、ご指摘のように四十八年度におきましては六十五万六千円の額が計上されておりますので、したがって前年度と比較をいたしましてこれは少額ではなかつたかというご指摘でございます。なる

ほど数字の上では低くなっておりますけれども、なおこれは雑入でございます。その他のものも入ってくるわけで、この中に四十八年度におきましては職員の団体保険の還付金が十五万円ほどあります。したがって、この還付分というのは職員の団体保険に加えてあります。職員の事故が有りますと、還付分は少なくなつてまいります。幸い四十八年は事故がなかつたということで、還付が多くなつたわけですが、これは非常の不特定な、不特定な財源でございますので、計上いたしております。したがって四十八年度分に比較をいたしまして、四十九年度分においては、若干低くなつてゐるというところでございます。なお使用料も前年度と比較をすると少ないわけですが、これは今後の使用の状況等をみて追加をしていきたい、というふうに考えております。

それから、次が三十九ページ、行政事務連絡員の経費について一般管理費のほうに計上してあるが現在の委員会の審議の内容から見て、これはないかというふうなご指摘でございます。この予算課目の設定につきましては、ご案内のことと

存しますが、地方自治法の定めるところにより、自治省令でその
予算科目が款におさまって、議会費、総務費あるいは民
生費、あるいは農林水産業費、商工費というように十三の
科目に分かれて、その科目に準じて予算を編成しなさい、と
いう指導があるわけでございます。したがって、行政事務連絡員
は、いわゆるその款の中で考えてみまする場合に、これが最も適
当であるかというふうな判断をいたしまして、やはり総務
費的であるか、一般管理費的か、どこに計上することが最
も適切であろうというふうな判断をいたしまして、一般管
理費のほうに計上し、次第でございます。なおまたこの行
政事務連絡員の性格も、いわゆる町内会的なものを要す
る純然たる考え方に立つならば、市の行政の一端をおさか
るお仕事をしたい、ということよりは考え方がございますので、
したがって、これは一般管理費に計上しておくほうがよろ
うという判断でございます。なお、委員会構成上の問題に
ついては、委員会の審議の内容につきましては、若干く違

う点がございますが、これは予算全般についてそのようなことがあ
るわけでございます。予算の款項の編成については、必ずしも
委員会あるいは款項の内容とは合致をしないという点もある
わけでございます。

以上、私の所管する部分についてご答弁を申し上げた次第で
ございます。

○福祉事務所長（森田 猛君）　それでは、一番議員さんのご質問
にお答えしたいと思います。

まず最初に、ナページの民生使用料でございますが、この
件につきましては、昨年も同じような質問があったわけござい
ます。したがって、四十九年度の当初予算六十五万円、
それからなお、八年度の最終補正で百二十万円と、そのとおり
でございます。なお、この使用料につきましては、すべ
い福祉会館ではなくて、市民会館にやられるわけございま
すが、昨年の十月の補正によりまして、市民会館の防火
上の問題で二月ばかり休館をしなければならぬ、という

つかというふうな考えでいたわけですが、利用者の不便というふうなこともございまして、業者に協力を依頼いたしまして夜間及び休館日等に工事をやっていたということと、それからご存じのように入年の一日に若葉保育園が大災にありまして、現在市民会館の第一及び第二会議室を学童保育の場として使用しております関係上、四十九年度といたしましては、確かに、いさし利用度はあると思いますけれども、その学童保育所に使っている期間がどのくらいかということが、若葉保育園の建設にもからんでくるわけがあります。あるいは若葉保育園の建設も、これにいたしましたとしても、最低六カ月かかるんではなにかというふうな関連がございましたので、一応四十九年度におきましては市民会館の使用料として五十万円を計上したようなわけでございます。次へ、二十五ページでございますが、二十五ページの身体障害者福祉費補助金二十五万円でございますが、これは通常身体障害者が日常生活用具でございまして、これは歩装具とは関係がない

わけでございます。これは、いわゆる浴槽の改造とか、便所の改造などが主となるわけでございます。福祉が中心な四十九年、五十年としてあるわけでございますが、現在までにこれが利用されたというものが全くの皆無でございます。したがって、昨年の冒の内部組織が変更になりました。福祉事務所におきまして、一応福祉六法というのがございまして、これを生活保護担当と、いわゆるその残りの五法担当に分けたのでございまして、したがって身体障害者関係、老人関係の主な負担が一名ありまして、これが各身体障害者関係の家庭を年々二回三回なり、巡回をしております。それで要望あるは意見を聴いてあるわけでございますが、四十九年度におきましては、一件申請が出るだろうというふうなことが確定になってございまして、その十五万円を計上させていたわけでございます。なおこの費用につきましては、全額都費でございまして、市の持ち出しはないわけでございますが、なおその後もう、利用着等が出ましたらば、補正等をお願い

いて処理していきたいと考えておるわけでございます。

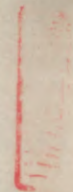
次に三十一ページ身体障害者の報償費 相談員の関係でございますが、四十八年度までは相談員が二名でございまして東京都から月額五百円の、いわゆる活動費が出ておたわけでございますが、四十九年度からはさらにこれを一名増員して、ただ、三名としたいと思つてゐるわけでございます。それを都はあつたらず五百円でございしますが、これもいろいろ関係上精神薄弱と同じようなわけでございますが、市でも一カ月一千円の上積みをしてよろうではなかつたかということで、ここに三分といまして一カ月一千五百円、四万五千円と、こういうふうに私のほうもみたわけでございます。それから車です十一万円でございますが、ございしますが、ございのような庁舎におきましても入口をスロ―化してわけでございます。これにつきまして、車です二台を市で購入してまして、一台を庁舎、さらに一台を市民会館の施設としまして、市民の利便を考えた、ということとで十一万円全部を計上させていた、いた次第でございます。

その次に、三十一ページの老人関係でございますが、この老人保護措置委託料二千八十五万円でございますが、これは現在福祉生で、私のほうでは三十一名老人ホームへ措置をお願ひしてございします。予算の説明書では三十一名になっておりますが、現在では一名ふえたわけでございます。特に、この増加ということも非常に多いわけでございます。と申しますと、老人ホームへ措置した場合、老人福祉法で措置するわけでございますが、ございますが、たとえば病氣の場合は場合簡単にお申ししますと、歯が痛いとか頭が痛いとかその程度でもすぐ生保に切り換へると、生活保護法に初管する、というような関係があります。かた、この二点につきましては常時不勤でございしますが、一応現在では三十一名、特別養護が二十名、普通の養護には十一名というふうな措置してあるわけでございます。ここに、なお老人の措置委託費につきましては、昨年の冒へ生活費及び事務費の改定があつたわけでございます。その改定がありましては、十二月でございまして、それが今度の補正七号で、



大幅に増額を計上させていたわけですが、この当初予算の算定にありまして、その改定にはる以前の単価に八%アップをいたしまして、ここに計上させていたわけですが、いさいますので、いさまして十月分の単価の改定がございまして、それが実質的には一八%を上回るというように相なるわけでございます。なお本年の三月五日に立川で事務所長会議がございまして、これらの単価の改正等が示されたわけでございます。それをなお明細にしましては、きのう八王子で所長会があらわれておりますが、担当係長を派遣いたして、まだきのうまでの関係で、こまかい資料はまだ出ておらず、わけでございます。いさまして、これ等も補正につきまして大幅な増へなるんではないかと、こううふうの考えられます。この大幅増ということは、いわゆる老人福祉ばかりではなくて、生保あるいは身障等いろいろな面において、補正等において増額等もお願するものと思っておりますわけでございます。

次に、六十八ページの保育園関係の給食代でございます。



が、これにつきまして確かに現在の物価の高騰にあつまして、その程度のアップを賄いさねるかというようなお質問でございますが、これにつきまして現在の給食の単価を申し上げますと、三歳と三歳未満児に分かれるわけでございます。現在、三歳以上児が一千六百七十四円でございます。それから三歳未満児が二千五百七十四円、これはあくまでも二十五日計算ではなくて、二十日計算でございます。この二十日計算と申しますのは、保育園の措置費につきましては、その月の措置在籍人員、いわゆる一月一日とか十月一日に在籍した者に対する給食代と、それからうなお定員に措置してございまして、必ず定員まではこないと、一割から一割五分常時欠席するわけでありまして、二十日計算というふうに定めてあるわけでございます。それでこの金額にいたしまして、それでは四十九年度にどのくらい増額へなるかと申し上げますと、月々にいたしまして三歳以上児で四百四十円、したがって二千百十六円に相なるわけでございます。三歳未満児につきましては月額五百十三円に増額へ

なおります。それで合計三千八百九十円と相なるわけでございますが、これはいわゆる法令関係の負担でございます。東京都がさらに三歳以上見につきましては現在五百五十円の上積みをしておりますが、これが七百五十円に上積みされるというようになるわけでございます。したがってこれにつきましては、さきほどの制度と同じようにまた単価の改正等もこれは決まったわけでございますが、こうなるわけでございますが、この額を見込んでございます。大体一五%前後増額というふうに見込んでおりますので、今後また補正等に計上させてご審議いただくというふうになるわけでございます。なお、この程度の単価で見算に対するカロリーの問題などもあるわけでございますが、幸い福祉事務所の福祉係りに栄養士が一名おりますので、カロリーの問題等につきましては配慮していただまして、不測の事態が起らないようにしていただきたいと思います。

以上、私の答弁を終わらせていただきます。

○助役（篠崎 俊次君） 私からは、並役所という物資の節約をしてゐるかということ、焼却機の補助の内容についてお答え申し上げます。

物資の節約の問題でございますが、昨年の十月から並役所も物資の節約について積極的に取り組んでおります。一番役所で使用いたしますのはご案内のように紙でございますが、紙につきましては上質紙は、三つの原則を打ち出しております。一、上質紙は使わないこと。二、番目が原則として新しい紙を使う場合には両面を印刷すること。それから両面を印刷しなかつた場合片面が白紙である場合には、その印刷済みの紙の用紙をお使用し、二面を使うこと。この三つでございます。これを十月から実施に移してあります。この点につきましてはまだ期間が短いので、いまだけの節約の効果があつたかということも金額的にあらわすことはできません。現在のところでございます。それから二番目といたしまして、不用品、各職員の使っております不用品

を、市民の皆さんが行う不用品交換会のようなしくみで
ございますが、この職員はいらなくてもほかの職員はいるかも
しれないということから、これをときどきやろうということで、昨
年の暮れに不用品を全職員から集めました短い鉛筆とか
スタンプ台等が主でございまして、大体百個くらいの品物
が集まっております。この百くらいの品物を、その品物の要
求が出た場合にはその古い鉛筆やスタンプ台を使用するよう
にその必要は職員へ渡すという計画でございします。それ
から三番目は、各課に少なくとも一カ所古新聞、雑誌その他
の回収箱を設けてございします。これは個人の職員が読
む個人的な雑誌なんかも含めてでございします。この点につ
きましては、不用品回収業者へこれを売りましたので、その
金額はわかっております。これも昨年の十一月から実施をして
ございします。十月二十一日に五百円の収入がございまして、十一月
二十八日に千円の収入がございまして、それから二月十三日に千円
の収入がございまして、三月六日に五百円の収入がございまして、

以上三月の初めまでで三千円の収入があったわけでありまして。

それから三番目の焼却機の補助についてお答え申し上げます。
ごみの焼却機につきましては、一日焼却能力百四十キロ、

リットル、それで茶のくず、野菜等も燃焼できる焼却機

を一括購入する予定であるのでございします。時価二万五千

円のもので一括購入すれば二万円程度で買える予定でござ

います。この三百万円の予算は二万円のうち六千円を市が

補助にしまして、一万四千円を市民の皆さんに出していただ

くということ、五百台分を予定してあるわけでございします。

という残りには職員手当のくい違ひということになります

が、この点につきましては高水課長から申し上げます。

○秘書職員課長（高水 求君） 最後に資料の職員手当と給

与費明細書の職員手当の数字の違ひでございしますが、先ほ

ど貴井議員さんのご指摘のとおり百四万一千円の相違がご

ざいます。これは選挙費の本年行なわれる参議院選挙費

の職員準備手当が片方の給与費明細書には載せてあり